函館市国民健康保険高額療養費支給申請勧奨に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57 条の2に規定する高額療養費の支給申請に係る勧奨(以下「支給申請 勧奨」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

支給申請勧奨の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号に 掲げる世帯の国民健康保険の世帯主(函館市国民健康保険高額療養費 支給申請手続の簡素化に関する要綱の規定による手続の簡素化をする ことができる者を除く。)とする。

- (1) 高額療養費に係る療養のあった月の初日において70歳に達している被保険者(以下「70歳以上の者」という。)の高額療養費の合計が同一の月において1,000円以上となる世帯。
- (2) 70歳以上の者と、同一の世帯のそれ以外の被保険者の同一の月内における一部負担金について、21、000円を超えた額と70歳以上の者の一部負担金の額を合算したときに、高額療養費が同一の月において1、000円以上となる世帯。
- 3 他の制度による医療に関する給付との調整

前項の対象者のうち,函館市重度心身障害者医療費助成条例,函館 市ひとり親家庭等医療費助成条例または函館市子ども医療費助成条例 の規定により,医療に関する給付を受けることができる者に対しては, 勧奨を行わない。

4 支給申請勧奨の実施方法

市は、毎月25日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に規定する休日の場合は、その翌日)に対象者に対し、支給申請勧奨の通知書、支給申請書および返信用封筒を送付するものとする。

5 支給申請勧奨に基づく申請方法 支給申請勧奨の通知書を受け取った世帯主は、通知書に記載されて いる医療機関等の一部負担金を支払ったことを領収書等により確認し、支給申請書に必要事項を記入のうえ、窓口または郵送により申請するものとする。

なお, 支給申請書の提出にあたり, 領収書の添付は不要とする。

6 支給決定

市は、前項による申請を受けたときは、速やかに申請した対象者に係る高額療養費の額を決定し、対象者へ通知するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか,必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年11月22日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき提出されている支給申請書は、改正後の要領の規定に基づき提出された支給申請書とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。